
AMT/NEWSLETTER

Energy

2026 年 7 月

第 4 回長期脱炭素電源オークションに向けた 水素・アンモニア発電の予備審査導入について

弁護士 宇田川 法也

Contents

- I. はじめに
- II. 水素・アンモニア発電の予備審査導入
 - 1. 経緯
 - 2. 水素社会推進法との関係
- III. 事業者における実務上の留意点
 - 1. 上流プロジェクトへの参画
 - 2. 炭素集約度(Carbon Intensity)のモニタリング体制の構築
 - 3. サプライチェーン構築の実現可能性の確保
- IV. おわりに

I. はじめに

経済産業省資源エネルギー庁は、第 4 回長期脱炭素電源オークションに向けて、脱炭素電源としての水素・アンモニアの専焼/混焼発電について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(以下「水素社会推進法」という。)の枠組みに基づく予備審査を実施することとしている。これにより、事業者は、第 4 回長期脱炭素電源オークションへの入札にあたり、予備審査を経ることが必要となり、燃料としての水素・アンモニアの調達に関して所定の要件の充足を示すことが求められることになる。

本稿では、法制度の観点から、今回の予備審査の概要と、事業者において留意すべきポイントを整理する。

II. 水素・アンモニア発電の予備審査導入

1. 経緯

長期脱炭素電源オークションは、発電事業者に対して投資回収の予見可能性を確保することで脱炭素電源への投資を

促し、需要家に対して脱炭素電力の価値を提供し、電力の安定供給の確保を図ることを目的とする制度である。その中で、水素・アンモニアの専焼又は混焼による火力電源は、脱炭素電源の一つとして長期脱炭素電源オークションへの登録が認められている。

もっとも、第 3 回までの長期脱炭素電源オークションでは、燃料としての水素・アンモニアの調達に関して特段の定めはなく、政策的意義や実現可能性の高い案件間での競争を担保することの必要性が指摘されていた¹。

そこで、資源エネルギー庁は、第 4 回長期脱炭素電源オークションに向けて、水素社会推進法の枠組みに基づく予備審査を実施することとしている。これにより、事業者にとっては、第 4 回長期脱炭素電源オークションでは、オークション参加前の段階で、自らのプロジェクトの政策意義や実現可能性について予備審査による確認を経ることが求められることになる。

2. 水素社会推進法との関係

今回の予備審査導入の特徴は、水素社会推進法に基づく計画認定制度の枠組みを活用している点にある。第 4 回長期脱炭素電源オークションにおいては、落札案件について水素社会推進法に基づく事業計画の認定を受けることを前提とし、入札の時点では、事業者に対して、予備審査において、水素社会推進法第 7 条第 5 項各号の要件を充足し、事業計画の認定を受ける見込みがあるとして適合する旨の通知を受け取ることが求められる予定である²。

(1) 予備審査で充足すべき事項

予備審査では、水素社会推進法第 7 条第 5 項各号の要件を充足することが求められる。低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（令和 6 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号。）において示されている、満たすべき項目は主として以下のとおりである。

エネルギー政策	安全性	● 安全に関する法令に係る許認可等を取得する見込みがあること。
	安定供給	● 我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。 ● 低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。 ● 特定の国に依存しない、強靱で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。
	環境適合性	● 計画において供給される水素等が低炭素水素等であること。
	経済効率性	● 経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。 ● 我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。
GX 政策	産業競争力強化・経済成長	● 低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の双方において、我が国産業の国際競争力の強化に寄与すること。
	脱炭素化	● 国内での二酸化炭素の排出削減に寄与すること。
事業の実施方法		● 低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等供給事業の確実性が高いこと。 ● 低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。

1 経済産業省 第 103 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会(2025 年 5 月 28 日)における議論を参照。

2 電力広域的運営推進機関 第 74 回容量市場の在り方等に関する検討会(2026 年 6 月 30 日)における議論を参照。

プロジェクト組成にあたっては、主に以下の項目について検討が必要となると思われる。

① 低炭素水素等であること

供給対象の水素・アンモニアが水素社会推進法に定義する「低炭素水素等」であることが必要となる。具体的には、炭素集約度(Carbon Intensity)として、水素については、1kg 当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量が 3.4kg 以下であること、アンモニアについては、1kg 当たりの製造に伴い排出される二酸化炭素の量が 0.87 以下であることとされる。算定にあたっては、ISO14067、ISO19870-1 等の国際標準化機構が定める規格によることが前提となる。

② 上流権益への出資

水素・アンモニアの調達にあたり、上流権益への出資が求められる。もっとも、予備審査時点では、出資の実行や出資契約の締結までには至らないことが想定されるため、出資の見込みがあれば良いとされている³。

③ 我が国産業の国際競争力強化への寄与

我が国産業の国際競争力強化への寄与としては、低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業のそれぞれにおいて、主要設備のうち少なくとも一つが我が国産業の国際競争力強化に寄与する企業により製造・建設等されていることが求められる。具体的な考え方として、以下が示されている⁴。

	供給事業		利用事業	
主要設備	水素等の製造設備	海外からの輸送設備 (船舶)	国内貯蔵設備	発電設備
	のうちいずれか一つが我が国産業の国際競争力強化に寄与すること		のうちいずれか一つが我が国産業の国際競争力強化に寄与すること	
我が国産業の国際競争力強化に寄与する企業により	製造又は建設施工されていること	建造されていること	製造されていること	製造されていること

④ 低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業者の確実性

低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業者の確実性としては、必要な許認可の取得見込み、設備・用地・輸送手段・貯蔵設備等の確保見込み、資金調達の見通し、供給開始又は利用開始に向けた具体的な工程等を示すことが求められる。とりわけ低炭素水素等供給事業については、発電事業者と低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等供給事業者と上流の水素等製造事業体との間で拘束力のある低炭素水素等売買契約が締結される見込みがあることが求められる⁵。

(2) 予備審査スケジュール

本稿執筆時点で、予備審査のスケジュールは資源エネルギー庁のウェブサイトにおいて以下のとおり掲載されている。

- ・事前相談期間：令和 8 年 7 月 1 日(水)以降
- ・依頼受付開始：令和 8 年 8 月 1 日(土)
- ・依頼受付締切：令和 8 年 8 月 31 日(月)18:00
- ・結果通知予定時期：令和 8 年 11 月 30 日(月)

³ 長期脱炭素電源オークション向け予備審査に関する FAQ(令和 8 年 7 月 1 日版)を参照。

⁴ 長期脱炭素電源オークション向け予備審査に関する FAQ(令和 8 年 7 月 1 日版)を参照。

⁵ 長期脱炭素電源オークション向け予備審査に関する FAQ(令和 8 年 7 月 1 日版)を参照。

(3) 長期脱炭素電源オークションでの取扱い

上記のとおり、第4回長期脱炭素電源オークションにおいては、入札の時点では、水素社会推進法に基づく事業計画の認定を受ける見込みが予備審査で要求され、落札案件については当該認定を受けていることが要求される。長期脱炭素電源オークションの制度上の措置としては、水素社会推進法に基づく事業計画の認定が取り消された場合には市場退出事由となり、それに伴う経済的ペナルティが課せられることになると見込まれる。

また、供給対象となる水素・アンモニアについて低炭素水素等であることが求められる点については、長期脱炭素電源オークションの制度上の措置としては、混焼率リクワイアメントの達成確認において、事業者が当該年度中に取得した水素・アンモニアのうち炭素集約度(Carbon Intensity)の水準を満たしたものの比率を乗じることで、供給された水素・アンモニアが低炭素水素等の水準を満たさなかった場合にペナルティが課され得る方針が示されている⁶。

III. 事業者における実務上の留意点

1. 上流プロジェクトへの参画

上記のとおり、水素・アンモニアの調達にあたり、上流権益への出資が求められることになるため、単に水素・アンモニアの製造元と売買契約を締結して水素・アンモニアを調達するのみでは足りず、より積極的に上流権益を確保する方向での検討が期待されることになる。

予備審査時点では出資の見込みで足りるとされているとはいえ、関係当事者間で基本合意を行っておくなど、将来に向けた布石が必要であり、出資に向けた社内承認、投資判断の進捗、出資契約の締結に向けた調整への着手など、将来の出資実現可能性を支える事実関係を適切に整理しておく必要がある。

2. 炭素集約度(Carbon Intensity)のモニタリング体制の構築

供給対象の水素・アンモニアに関し、炭素集約度(Carbon Intensity)が所定の水準を満たしていることが求められるため、まず、自らのプロジェクトについて炭素集約度(Carbon Intensity)の理論値を算出し、当該水準を満たす見込みを持つ必要がある。ISO19870-1等の規格に照らして、原材料や電力等の排出量・排出係数、製造プロセスでの排出量などを検討しておくことが必要となる。

また、実際の商業運転開始後の実績値が事前に算定していた理論値と齟齬を生じることは十分に想定され得るので、個々の前提となる事実関係の変動に応じて算出される数値がどの程度の範囲で変動することが見込まれるのか、あらかじめ分析・検討しておくことが望ましい。

3. サプライチェーン構築の実現可能性の確保

事業者においては、サプライチェーン構築に向けた具体化を可能な限り進めておくのが望ましい。上記のとおり、主要設備の調達にあたり我が国産業の国際競争力強化への寄与が確保できているか、低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の確実性が確保されているかが問われることになるため、サプライチェーンの構築を進め、予備審査時点では将来の見通しを立てたうえで現在地点を示していくことが期待される。

⁶ 以上につき、電力広域的運営推進機関 第74回容量市場の在り方等に関する検討会(2026年6月30日)における議論を参照。

IV. おわりに

第4回長期脱炭素電源オークションにおける水素・アンモニア発電の予備審査導入は、脱炭素電源の導入を後押しする一方で、事業者に対し、政策への適合性と事業の確実性をより具体的に示すことを求めるものといえる。とりわけ、今回は水素社会推進法の枠組みが用いられることから、単に電源としての位置づけを確認するにとどまらず、燃料としての水素・アンモニアの調達や炭素集約度のモニタリング体制の構築など、サプライチェーン全体を一体として管理することが重要になる。事業者においては、第4回長期脱炭素電源オークションに向け、サプライチェーン全体を俯瞰して政府の政策に適合したものとなっているかを検討し、準備を進めることが求められる。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 宇田川 法也（noriya.udagawa@amt-law.com）
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。